

指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き

令和8年4月

埼玉県 企画財政部 行政・デジタル改革課

目次

1	目的	2
2	スライド制度の概要	2
	(1) 基本的な考え方	2
	(2) 対象施設	2
	(3) 対象経費及び対象外経費の考え方	2
	ア 対象経費	2
	イ 対象経費の考え方	2
	(4) 指定管理者が負担すべき範囲	4
	(5) 県が負担すべき範囲	4
	(6) 適用開始時期	4
3	スライド上限額等の算出	4
	(1) 参照指標及び変動率の算出方法	4
	(2) スライド制度対象経費の申請及び基準額の通知	4
	(3) スライド上限額の算出方法	5
4	スライド制度の運用手続き	11
	(1) スケジュール	11
	(2) 指定管理者選定実施年度	11
	(3) 指定管理者期間中	12
5	令和8年度以前に指定管理期間が開始する指定管理者に係る取扱い	13
6	その他	13
	(1) 従業員等への周知	13
	(2) 著しい社会情勢等の変化が生じた場合等の対応について	13

1 目的

指定管理者制度導入施設について、指定管理者選定時の賃金及び物価水準等の指標に1%を超える変動が見られた場合に、その変動の影響を翌年度の指定管理料（以下、「委託料」という。）に反映させる措置（以下、「スライド制度」という。）を講ずることとし、もって、施設の適切かつ安定的な運営に資することとする。

2 スライド制度の概要

(1) 基本的な考え方

指定管理期間2年度目以降の委託料の積算に用いた人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費に係る賃金及び物価水準等の指標が、申請年度に比べ、1%を超える変動がある場合に、その変動率を用いて、年度ごとの反映上限額（以下、「スライド上限額」という。）を算定する。

指定管理者は、県から通知されたスライド上限額に基づき翌年度の委託料の増額が必要と判断した場合は、スライド上限額の範囲内で県に協議を行う。（減額になる場合は指定管理者からの協議は不要であり、県が変動額を算出し指定管理者に通知する。）

また、人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費以外の経費についても、指定管理者選定時に予期せぬ事情が生じた場合は、指定管理者は県に協議できるものとする。

(2) 対象施設

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象とする。

(3) 対象経費及び対象外経費の考え方

ア 対象経費

人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費（消費税及び地方消費税を除く）

イ 対象経費の考え方

(ア) 人件費

指定管理者が県の指定管理施設において直接雇用する従業員に係る労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金及び当該賃金

を基礎とする社会保険料等、賃金に係る参照指標に連動させることが適当な経費を対象経費とする。

なお、指定管理者がJVの場合には、構成団体の従業員(当該施設の管理・運營業務に直接携わる者に限る。)に係る賃金等も対象経費に含む。

突発的な職員の欠員や臨時的増員等、人員構成の変更に伴う人件費の変動については、原則として指定管理者の負担とし、対象経費には含まない。

県側の事情により、指定期間中の管理面積の増加等、管理運營業務の前提に変更があり、それにより職員配置の変更(軽微な変更を除く)が生じ、同様の状況が当該年度以降も継続する場合、協議により対象人件費等計算書の記載内容を変更することができるものとする。

【参考】労働基準法(昭和22年法律第49号)(抜粋)

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

対象経費(例)	給料(定期昇給分含む)、管理職手当、超過勤務手当、賞与(期末・勤勉手当)、社会保険料など
対象外経費(例)	役員報酬、通勤手当、宿直手当、住宅手当、健康診断費など

※ 各指定管理者の支出形態によって費目等が異なることから、実情に応じて適切に分類するものとする。

(イ) 業務委託費

公募(申請)時に指定管理者候補者の申請書類として県に提出された事業計画書に記載された、業務委託費(例:清掃委託費、設備保守点検委託費等)を対象経費とする。

(ウ) 光熱水費・燃料費

公募(申請)時に指定管理者候補者の申請書類として県に提出された事業計画書に記載された光熱水費及び燃料費に係る経費を対象経費とする。

(4) 指定管理者が負担すべき範囲

賃金及び物価水準等の指標を基に算出した変動額のうち、当該年度の申請時基準額の「0.0%～+1.0%」については、その費用は指定管理者が負担する。

(5) 県が負担すべき範囲

賃金及び物価水準等の指標を基に算出した変動額のうち、当該年度の申請時基準額の「▲1.0%～0.0%」については県が負担するものとして減額を行わない。

(6) 適用開始時期

令和9年度以降に指定管理期間が開始する指定管理者（令和8年度以降に指定の告示を行った指定管理者）に対して適用する。

3 スライド上限額等の算出

(1) 参照指標及び変動率の算出方法

「別紙 参照指標及びn年度の委託料の算定に用いる変動率の算出方法について」に定めるとおりとする。

(2) スライド制度対象経費の申請及び基準額の通知

公募(申請)時に応募(申請)者は、申請書類とともに上記2(3)に定める対象経費の見込み額を記載した「スライド制度対象経費計算書」(様式1)を県に提出する。

県は、指定管理者から提出された「スライド制度対象経費計算書」の内容を確認し、基本協定の締結までの間に指定管理者に人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費の対象経費を申請時基準額として通知する。

【留意点】

- ① 積算内訳を明示し、合理的かつ根拠のある積算とすること。
- ② 「スライド制度対象経費計算書」には、各数値の積算根拠を示した資料を添付すること。

【添付資料の例】※いずれも原本の写しを提出すること。

- ・人件費 雇用計画書(任意様式)、雇用契約書、給与規定、賃金台帳、給与支給明細書、賞与支給記録、源泉徴収票 等
- ・業務委託費 見積書、委託料金表、委託契約書、契約仕様書、請求書、支払記録 等
- ・光熱水費等 見積書、料金表、供給契約書、請求書支払記録 等

③ 県は、指定管理者(候補者)から提出された「スライド制度対象経費計算書」が適切な積算となっているか十分に確認するとともに、必要に応じて、指定管理者(候補者)へのヒアリングを実施する。(必要に応じて追加資料の提出を求める)

④ 指定管理者(候補者)は、①②を満たした「スライド制度対象経費計算書」を県に提出するとともに、県から依頼があった場合には、ヒアリング及び資料提出に応じるものとする。

(3) スライド上限額等の算出方法

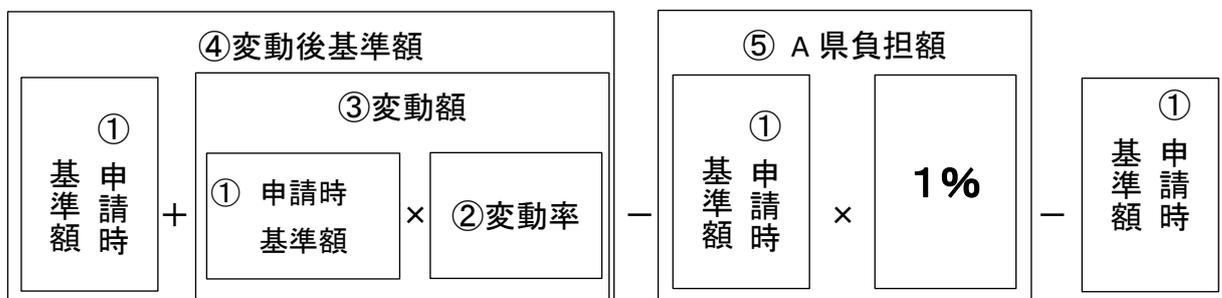
ア 申請時基準額×1.01<変動後基準額 の場合

n年度の委託料に係るスライド上限額は、当該年度の申請時基準額に変動率(申請年度とn-1年度との参考指標の比較により算出する変動率。以下同じ)を乗じて算出した「変動額」に申請時基準額を加算した「変動後基準額」から、「申請時基準額」に1%を乗じた額(以下「指定管理者負担額」という。)を減じ、そこから申請時基準額を差し引いた額とする。

※千円未満は切り捨てる。

※人件費、業務委託料、光熱水費等の費目ごとにそれぞれ算出する。

【スライド上限額の算出イメージ】



イ 申請時基準額 × 0.99 ≤ 変動後基準額 ≤ 申請時基準額 × 1.01 の場合
スライド上限額は0とする。

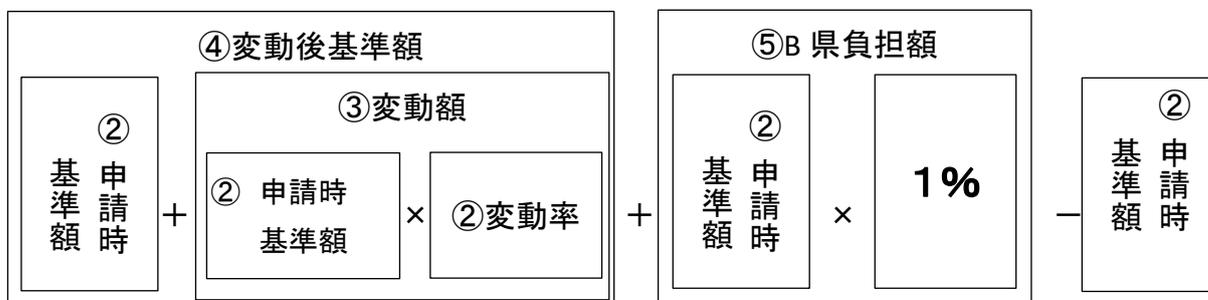
ウ 変動後基準額 < 申請時基準額 × 0.99 の場合

n 年度の委託料に係るスライド上限額は、当該年度の申請時基準額に変動率を乗じて算出した「変動額」に申請時基準額を加算した「変動後基準額」に、申請時基準額に1%を乗じた額を加算し、そこから申請時基準額を差し引いた額とする。

※千円未満は切り捨てる。

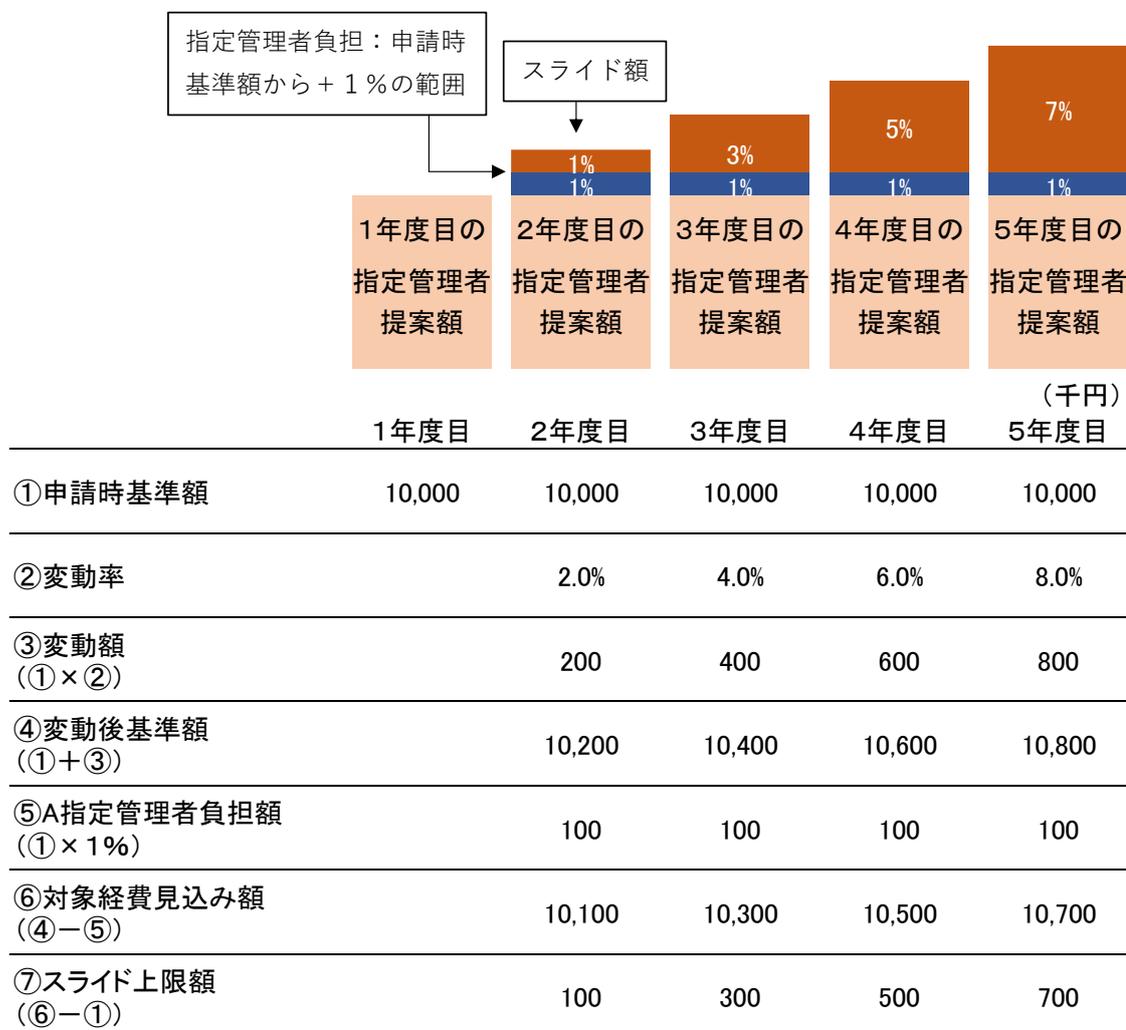
※人件費、業務委託料、光熱水費等の費目ごとにそれぞれ算出する。

【スライド上限額の算出イメージ】



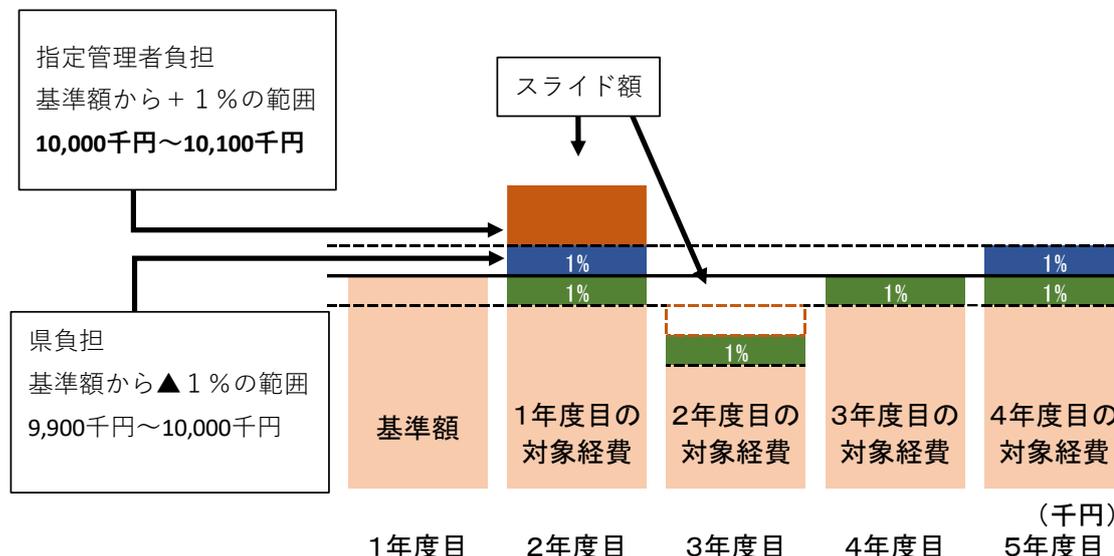
【算出例①】

変動率:2年度目 2.0%、3年度目 4.0%、4年度目 6.0%、5年度目 8.0%
の場合



【算出例②】

変動率:2年度目 3.0%、3年度目 ▲5.0%、4年度目 0.5%、
5年度目 ▲0.3%の場合



	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
①申請時基準額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②変動率		3.0%	-5.0%	0.5%	-0.3%
③変動額 (①×②)		300	-500	50	-30
④変動後基準額 (①+③)		10,300	9,500	10,050	9,970
⑤A指定管理者負担額 (①×1%)注2		100	—	50	—
⑤B県負担額 (①×1%)注2		—	100	—	30
⑥対象経費見込み額 (④-⑤)		10,200	9,600	10,000	10,000
⑦スライド上限額 (⑥-①)		200	-400	0	0

注 ①×1.01<⑤の場合

① < ⑤ ≤ ①×1.01 の場合

① × 0.99 ≤ ⑤ ≤ ①の場合

⑤ < ①×1.01

指定管理者負担額=①×1%

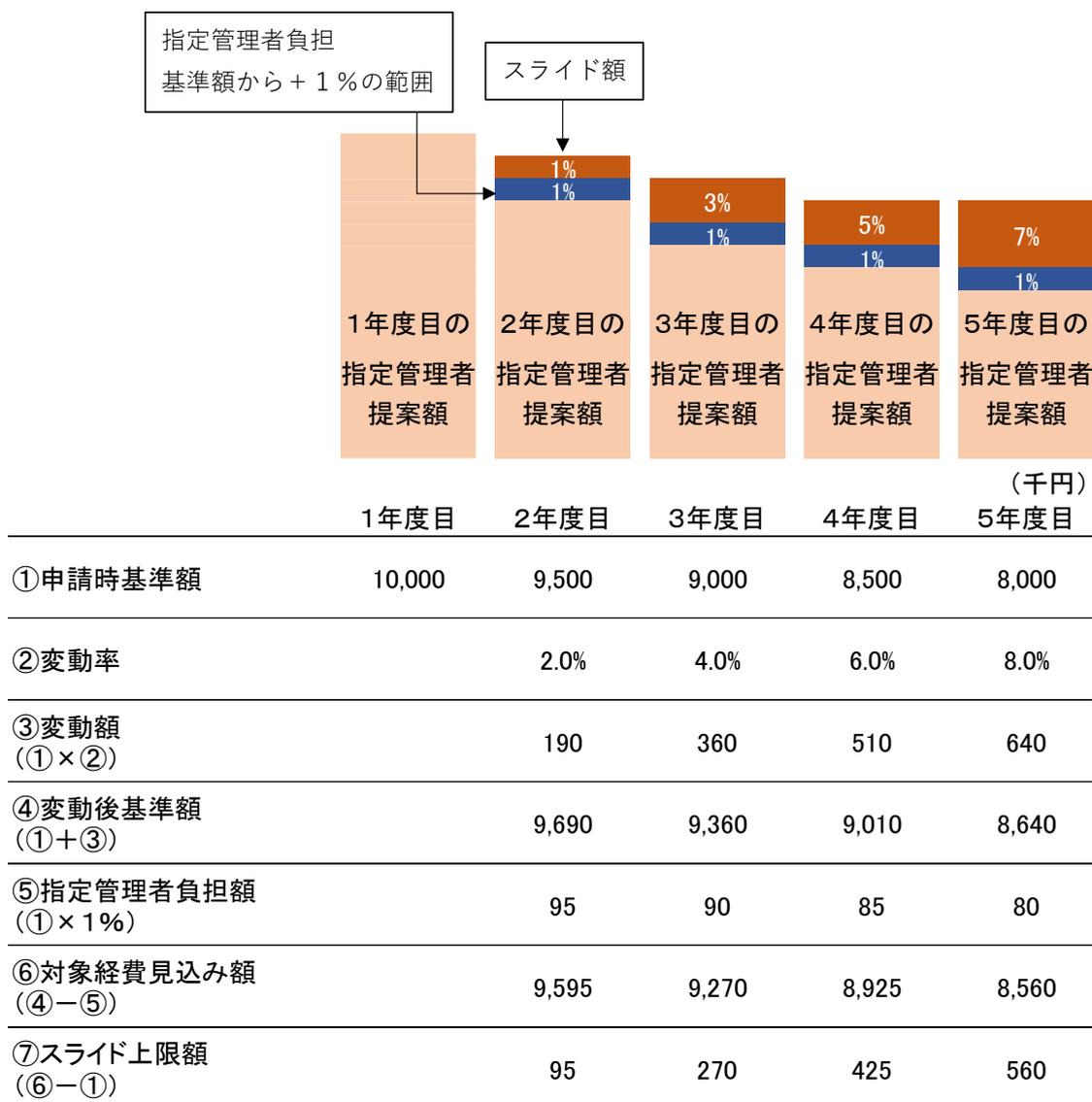
指定管理者負担額=①-⑤

県負担額=①-⑤

県負担額=①×1%

【算出例③】 申請時基準額が変動する場合

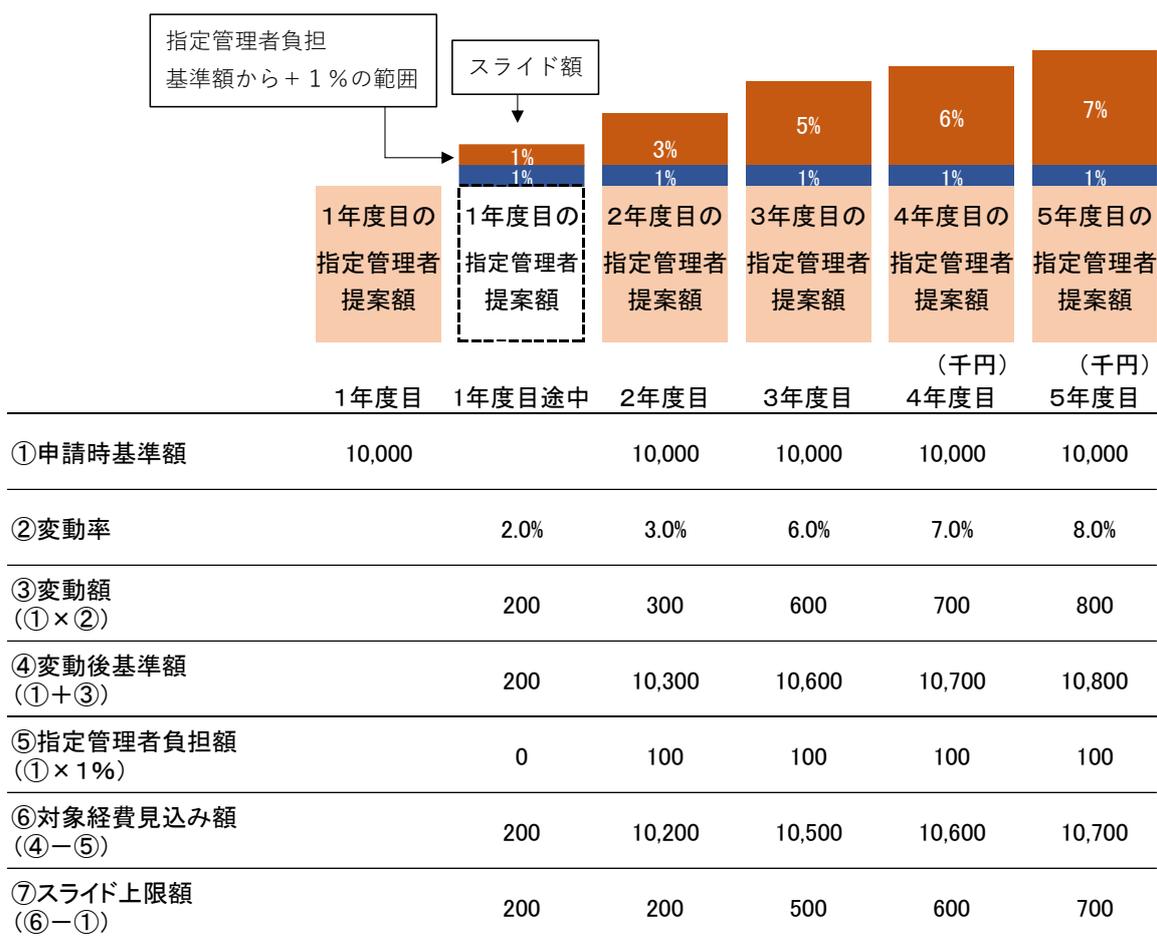
変動率:2年度目 3.0%、3年度目 3.0%、4年度目 6.0%、5年度目 8.0%
の場合



【算出例④】

1年度目の途中で、著しい社会情勢等の変化により2.0%のスライドを実施。※
 変動率:2年度目 3.0%、3年度目 3.0%、4年度目 6.0%、5年度目 8.0%
 の場合

※年度途中のスライドの実施については、双方協議の上で実施する。



4 スライド制度の運用手続き

(1) スケジュール

時期		県(施設所管課)	指定管理者
選定実施年度	募集・選定時	・募集要項等へのスライド制度適用の明示	・対象経費の見込み額を記載した「スライド制度対象経費計算書」(様式1)及び積算根拠を県に提出
	基本協定締結時	・「申請時基準額通知書」を通知	
		・スライド制度に関する事項を記載した基本協定を締結	
指定管理期間中	当年度	11月頃	・スライド上限額を通知 ・スライド額の申請、協議
		3月	・スライド額決定を通知
	次年度	4月	・年度協定を締結 ※スライド額を反映
	次々年度	4月	・スライド額実績報告書及び証拠書類の確認 ・スライド額実績報告書及び証拠書類の提出

(2) 指定管理者選定実施年度

ア 募集要項等へのスライド制度適用の明示

県(施設所管課)は、募集要項にスライド制度の適用を記載した上で公募を行う。

なお、随意指定施設の場合は、申請要項において指定管理候補者にスライド制度が適用となることを記載する。

指定管理者申請者は、申請時の中期収支計画等には、指定期間中の人件費、業務委託費、光熱水費・燃料費の**変動を織り込まずに提案**する。

イ 「スライド制度対象経費計算書」(様式1)の提出

指定管理者申請者は、3(2)に定める対象経費の見込み額を記載した「スライド制度対象経費計算書」(様式1)を県に提出する。

「スライド制度対象経費計算書」には、年度ごとの積算が分かるように記載し、各数値の積算根拠を示した資料を添付する。

ウ 「スライド制度に係る申請時基準額通知書」(様式2)の通知

県(施設所管課)は、「スライド制度対象経費計算書」の内容を確認し、指定管理者に指定管理期間に係る年度ごとの人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費の申請時基準額を指定管理者(候補者)に通知する。

(3) 指定管理者期間中

ア 翌年度の委託料のスライド上限額を通知(様式3)

県(施設所管課)は、県(行政・デジタル改革課)からの通知による変動率に基づき、指定管理料のスライド上限額を算出し、指定管理者に通知する。

イ 申請書を提出(様式4)

県(施設所管課)から提示されたスライド上限額の通知において、スライド上限額が増額であり、委託料の増額を希望する場合、指定管理者は、県(施設所管課)にスライド額に係る申請書(様式4)を提出する。(減額である場合、申請書の提出は不要)

ウ スライド額の内示の通知(様式5)、翌年度当初予算を要求

指定管理者から上記イの申請があった場合は、県(施設所管課)は、指定管理者にスライド額の内示の通知(様式5)を行い、スライド額に係る経費を次年度の当初予算要求に反映するものとする。

エ 年度協定書の締結

予算の議決後、スライド額を反映した委託料により、年度協定書を締結する。

オ 人件費、業務委託料に係る「スライド額実績報告書」(様式7)等の提出

指定管理者は、毎年度作成する事業報告書と併せて、人件費及び業務委託費が従業員の賃金及び再委託料に反映されたことを示した「スライド額実績報告書」をその証拠書類とともに県(施設所管課)に提出する。

県(施設所管課)は、提出された証拠書類を確認し、人件費及び業務委託費に係るスライド額が従業員の賃金及び再委託料に反映されているか確認する。

人件費及び業務委託費に係るスライド額が従業員の賃金及び再委託料に反映されていない場合には、委託料から人件費及び業務委託費に係るスライド額を減額することとし、年度協定の変更を行う。

5 令和8年度以前に指定管理期間が開始する指定管理者に係る取扱い

令和8年度以前に指定管理期間が開始している指定管理者との年度協定には、本手引きによるスライド制度は適用しない。

この場合の委託料については、従前どおり、選定時に指定管理者の提案した金額を基に、毎年度、県(施設所管課)と指定管理者が協議を行う。その際、県(施設所管課)は、スライド制度の考えを踏まえて労務単価や資材価格の変動等を適正に積算し、委託料に反映することとする。

6 その他

(1) 従業員等への周知

指定管理者は施設職員や業務委託費の支出先に対し、本制度の実施について、文書または口頭により周知する。

(2) 著しい社会情勢等の変化が生じた場合等の対応について

指定管理者又は県(施設所管課)は、社会情勢の著しい変化による急激な人件費、物価等の変動があった場合など、本制度を適用することが不相当と認められた場合は、相手方に対して協議を申し出ることができることとし、対応について、双方協議の上で定めることとする。

別紙 参照指標及びn年度の委託料の算定に用いる変動率の算出方法について
各変動率に端数が生じる場合は、小数点第二位を四捨五入することとする。

1 人件費

雇用形態	適用する参照指標	変動率
正規職員相当 (契約期間が指定管理期間と同等か、それ以上の長期間雇用されている者で、フルタイムの従業員)	埼玉県人事委員会が毎年度公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」(以下、「人事委員会勧告」という。)における民間の「月例給」及び「特別給」	n-1年度の月例給×(12か月分+特別給の支給割合)と申請年度の同式を比較して得た変動率を適用
非正規職員相当 (パート、アルバイト等の正規職員相当以外の者)	埼玉労働局が毎年度公表する埼玉県最低賃金の額	n-1年度の最低賃金と申請年度の最低賃金を比較して得た割合

※ 雇用形態は、施設の性質や指定管理者の組織体制によって被雇用者の勤務形態はことなり、一律的な区分は困難であるため、上記の表の雇用形態例を参考に、実情等に応じて判断するものとする。

2 業務委託費

適用する参照指標	変動率
国土交通省が毎年度公表する「建築保全業務労務単価(全国、全職種平均)」	n-1年度の単価と申請年度の単価と比較して得た割合

3 光熱水費・燃料費

種 類	適用する参照指標	変 動 率
電気、都市ガス、ジェット燃料、エネルギーサービス（地域冷暖房等）	日本銀行が毎月公表する「企業物価指数」	n-1 年度の指数の平均値と申請年度の指数の平均値を比較して得た割合
LPガス	総務省統計局が毎月公表する「小売物価統計」のうち、「3615 プロパンガス」の額	n-1 年度の価格の平均値と申請年度の価格の平均値を比較して得た割合
ガソリン	経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表する「石油製品価格調査」のうち、「給油所小売価格調査」の埼玉県の「レギュラーガソリン」の額	
軽油	経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表する「石油製品価格調査」のうち、「給油所小売価格調査」の埼玉県の「軽油」の額	
灯油	経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表する「石油製品価格調査」のうち、「給油所小売価格調査」の埼玉県の「灯油店頭」の額	
重油	経済産業省資源エネルギー庁が毎月公表する「石油製品価格調査」のうち、「産業用価格」の関東の「産業用A重油」の「小型ローリー」の額	
肥料	農林水産省が毎月発表する「農業物価指数」の「品目別月別年次別価格指数(令和2年=100)」「価格指数」のうち、「肥料 総合」	n-1 年度の価格の平均値と申請年度の価格の平均値を比較して得た割合
飼料	農林水産省が毎月発表する「農業物価指数」の「品目別月別年次別価格指数(令和2年=100)」「価格指数」のうち、「飼料 総合」	
水道料金	施設が所在する市町村の定める水道料金(基本料金及び水量料金の合計額)	n-1 年度の価格の平均値と申請年度の価格の平均値を比較して得た割合

(様式1)

令和 年 月 日

埼玉県知事 ○○ ××

法人名又は団体名
代表者職・氏名

スライド制度対象経費計算書

○○○○(指定管理施設名)の指定管理者として、指定の申請を行うにあたって、スライド対象経費を次のとおり提出します。

1 対象施設

○○○○

2 対象経費 (単位:千円)

区 分	費 目	金 額	積算内訳
人件費	正規職員賃金		○円×○人=○円 ○円×○人=
	非正規職員賃金		
	法定福利費		
	○○費		
	合計		
業務委託費	××委託費		
	△△委託費		
	○○委託費		
	合計		
光熱水費・燃料費	電気		
	都市ガス		
	灯油		
	水道料金		
	合計		

- ・各経費は消費税及び地方消費税の額を除く金額を記載すること。
- ・各数値の積算根拠を示した資料を添付すること。

(様式2)

第 号
令和 年 月 日

(指定管理者)

様

埼玉県知事 ○○ ××

スライド制度に係る申請時基準額通知書

○○○○(指定管理施設名)における指定管理者スライド制度にて参照する基準額について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 対象施設

○○○○

2 指定管理期間

令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

3 基準額

費 目	人件費	業務委託費	光熱水費・燃料費 額
令和○年度	千円	千円	千円
令和○年度	千円	千円	千円
令和○年度	千円	千円	千円
令和○年度	千円	千円	千円
令和○年度	千円	千円	千円

(様式3) ※増額の場合

第 号
令和 年 月 日

(指定管理者)

様

埼玉県知事 ○○ ××

令和○年度の指定管理料に係るスライド上限額の算出について（通知）

指定管理者スライド制度について、令和○年度のスライド上限額を下記のとおり通知します。

つきましては、指定管理料のスライドを希望する場合には、令和 年 月 日までに申請してください。

記

1 対象施設

○○○○

2 令和○年度のスライド上限額

費 目	スライド上限額
人 件 費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合 計	千円

【算出根拠】

(単位:千円)

	申請時 基準額	変動率	スライド 上限額
人件費			
業務委託費			
光熱水費・燃料費			
内 訳	○○費		
	○○費		
	○○費		
	○○費		

(様式3) ※減額の場合

第 号
令和 年 月 日

(指定管理者)

様

埼玉県知事 ○○ ××

令和○年度の指定管理料に係るスライド上限額の算出について（通知）

賃金水準及び物価等の変動を踏まえた、指定管理料のスライドについて、下記のとおり令和○年度の指定管理料を減額することとしましたので、通知します。

記

1 対象施設

○○○○

2 令和○年度の申請上限額(減額)

費 目	スライド上限額(減額)
人 件 費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合 計	千円

【算出根拠】

(単位:千円)

	申請時 基準額	変動率	スライド 上限額
人件費			
業務委託費			
光熱水費・燃料費			
内 訳	○○費		
	○○費		
	○○費		
	○○費		

(様式4) ※増額の場合

令和 年 月 日

埼玉県知事 ○○ ××

法人名又は団体名
代表者職・氏名

令和○年度の指定管理料に係るスライドの申請について（通知）

令和○年度の指定管理料について、下記のとおりスライドを申請いたします。

記

1 対象施設

○○○○

2 スライド申請額

区 分	スライド申請額
人 件 費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合 計	千円

(様式5) ※増額の場合

第 号
令和 年 月 日

(指定管理者)

様

埼玉県知事 ○○ ××

令和○年度の指定管理料に係るスライド額の内示について

令和○年○月○日付け申請のあったスライド額について、下記のとおり令和○年度の指定管理料のスライド額を内示します。

なお、増額後の指定管理料の額については、議会の議決後、予算の範囲内で決定いたしますので申し添えます。

記

1 対象施設

○○○○

2 スライド額

費 目	スライド額
人 件 費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合 計	千円

(様式6) ※増額の場合

第 号
令和 年 月 日

(指定管理者)

様

埼玉県知事 ○○ ××

令和○年度の指定管理料に係るスライド額の決定について

令和○年○月○日付け申請のあったスライド額について、下記のとおり令和○年度の指定管理料のスライド額を決定しましたので、通知します。

記

1 対象施設

○○○○

2 スライド額

費 目	スライド額
人 件 費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合 計	千円

(様式7) ※増額の場合

令和 年 月 日

埼玉県知事 ○○ ××

法人名又は団体名
代表者職・氏名

令和○年度スライド額実績報告書

令和○年度の指定管理料について、下記のとおり支出額に反映したことを報告いたします。

記

1 対象施設
○○○○

2 対象経費 (単位:千円)

区 分	費 目	前年度 支出額①	今年度 支出額②	反映額 (②-①)
人件費	正規職員賃金			
	非正規職員賃金			
	法定福利費			
	○○費			
	合計			
業務 委託費	××委託費			
	△△委託費			
	○○委託費			
	合計			
光熱水 費・燃料 費	電気			
	都市ガス			
	灯油			
	水道料金			
	合計			

・各経費は消費税及び地方消費税の額を除く金額を記載すること。

・各数値について支出したことが分かる証拠書類を添付すること。